

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第8号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月18日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第2条第2号中「富岡町の一部)及び」を「富岡町の一部)、」に改め、「富岡町の一部)の区域等」の次に「並びに令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）」を加え、同条第3号中「令和3年」を「令和4年」に改める。

第4条第1項第1号中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和4年度相当分」を「令和5年度相当分」に改め、「保険料」の次に「。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、平成26年までに指定が解除された旧避難指示区域等の被保険者にあつては、令和5年度相当分の保険料額の半額とする。

第4条第1項第2号中「令和3年度末に資格を取得したこと等により、令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和3年度相当分の保険料」を「令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和4年度相当分の保険料」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第1号の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の世帯に属する上位所得層の被保険者にあつては、令和5年度相当分保険料の減免額は、令和5年4月分から9月分までに相当する月割算定額とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旧避難指示区域等 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等並びに令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)をいう。</p> <p>(3) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和4年における高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(減免措置)</p> <p>第4条 減免する保険料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であって、令和6年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する令和5年度相当分の保険料。ただし、平成26年までに指定が解除された旧避難指示区域等の被保険者にあつては、令和5年度相当分の保険料額の半額とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旧避難指示区域等 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)及び令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等_____をいう。</p> <p>(3) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和3年における高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(減免措置)</p> <p>第4条 減免する保険料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、令和5年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する令和4年度相当分の保険料_____</p>

新	旧
<p>(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和4年度相当分の保険料</u></p> <p>(3) <u>第1号の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の世帯に属する上位所得層の被保険者</u>にあつては、<u>令和5年度相当分保険料の減免額は、令和5年4月分から9月分までに相当する月割算定額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和3年度末に資格を取得したこと等により、令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和3年度相当分の保険料</u></p> <p>(追加)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。